

# 石川県公報

平成30年2月21日(水曜日)

号 外

(第9号)

## 目 次

規 則		
○石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1	○石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (経営支援課) 2
○いしかわ子ども総合条例施行規則の一部を改正する規則 (少子化対策監室)	1	

## 規 則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二号

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条の表二十三の項、二十九の項、三十の項及び三十一の項中「加賀市及び」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

いしかわ子ども総合条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三号

いしかわ子ども総合条例施行規則の一部を改正する規則

いしかわ子ども総合条例施行規則(平成十九年石川県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出しを「(フィルタリングサービスを利用しない旨等の申出をする場合に提出する書面の記載事項)」に改め、同条第二項を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる理由」を「次に掲げるもの」に改め、同項第一号中「条例第三十四条の二第二項に規定する携帯電話インターネット接続役務(以下この項において「携帯電話インターネット接続役務」という。)」を「携帯電話インターネット接続役務」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第三十四条の二第二項又は第三項の規定による書面の提出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 書面を提出する保護者の住所、氏名及び電話番号
- 役務提供契約(環境整備法第十三条第一項に規定する役務提供契約をいう。)に係る携帯電話端末等の電話番号
- 次項又は第三項に規定する理由

第一条の二に次の一項を加える。

3 条例第三十四条の二第三項の規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

- 保護者が、自らの判断と責任において、フィルタリング有効化措置を講ずること。
- 前号に掲げる理由に準ずるものとして知事が別に定める理由

第一条の三を次のように改める。

(書面の保存)

第一条の三 条例第三十四条の二第四項後段の規定による書面(電磁的記録として提出されたものを除く。)の保存は、当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録の保存をもって代えることができる。

2 条例第三十四条の二第四項後段の規定による書面の保存期間は、同条第二項若しくは第三項に係る契約が終了し、若しくは解除された日又は当該契約に係る青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間とする。

第一条の四中「第三十四条の二第六項ただし書」を「第三十四条の二第七項ただし書」に改める。

第二条中「別記様式第一号の二」を「別記様式第一号」に改める。

第三条第一項第二号イ中「性交又はこれを」を「性交、肛門性交、口腔性交又はこれらを」に改め、同号ロ中「強かん、輪かん等」を「強制性交等その他」に改める。

別記様式第一号を削り、別記様式第一号の二を別記様式第一号とする。

別記様式第二号中「このローナーに陳列されている(図書・ビデオテープ)等は」を「いしかわ子ども総合条例の規程により」に改め、同様式備考一を次のように改める。

1 大きさは、縦20センチメートル以上、横60センチメートル以上とすること。

ただし、有背図書等の陳列の横置が60センチメートルに満たない場合は、45センチメートルを下回らない範囲で当該横置以上の大きさとすることができる。

附 則

1 この条例は、いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例(平成三十年石川県条例第十三号)の施行の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記様式第二号(以下この項において「旧様式」という。)によりなされている掲示については、なお当分の間、旧様式によることができる。

石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石川県規則第四号

石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則(平成九年石川県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「以下「振興部門」という」を「レンタル工房を除く。以下「レンタル工房を除く振興部門」という」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 レンタル工房を除く振興部門の休館日は、一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までとする。

第十九条の見出しを「(開放機器等(レンタル工房を除く。)の使用承認の申請)」に改め、同条第一項中「条例第十七条第一項」を「レンタル工房を除く振興部門の使用に係る条例第十八条第一項」に改め、同条第三項中「振興部門の施設又は開放機器(以下「開放機器等」という。)」を「レンタル工房を除く振興部門の施設又は開放機器」に改める。

第二十条の見出しを「(開放機器等(レンタル工房を除く。)の使用承認事項の変更)」に改め、同条第一項中「条例第十七条第一項」を「レンタル工房を除く振興部門の使用に係る条例第十八条第一項」に、「使用者」を「レンタル工房以外(以下「レンタル工房以外」という。)の使用者」に、「当該使用承認」を「当該承認」に改める。

第二十七条を第三十四条とする。

第二十六条中「使用者」を「レンタル工房以外(以下「レンタル工房以外」という。)の使用者及びレンタル工房の使用者」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十五条中「使用者」を「レンタル工房以外(以下「レンタル工房以外」という。)の使用者及びレンタル工房の使用者」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十四条を第三十一条とする。

第二十三条中「別表五の項」を「別表第一号の表五の項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十二條中「第二十條ただし書」を「第二十二條ただし書」に改め、同條を第二十九條とする。

第二十一條中「第十九條」を「第二十一條」に改め、同條を第二十八條とする。

第二十條の次に次の七條を加える。

(レンタル工房の使用者の資格)

第二十一条 条例第十七条の相当の経験と技能を有する者として規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 レンタル工房の使用に係る条例第十八条第一項の承認（以下「レンタル工房の使用承認」という。）を受けようとする者が、山中漆器の制作に五年以上従事しており、かつ、指定管理者が自立の支援が必要と認める者であること。

二 レンタル工房の使用承認を受けようとする者が、山中漆器の制作に関する専門的知識及び技能が前号に掲げる者と同等以上であり、かつ、指定管理者が自立の支援が必要と認める者であること。

（レンタル工房の使用承認の申請）

第二十二条 レンタル工房の使用承認を受けようとする者は、別記様式第六号による申請書を別に定める日までに指定管理者に提出しなければならない。

（レンタル工房の使用承認に係る審査）

第二十三条 指定管理者は、前条の申請書を提出した者に対して、資格審査、能力検査その他の審査を行う。

2 前項に規定する審査の方法については、あらかじめ知事の承認を受けて、指定管理者が別に定める。

（レンタル工房の使用承認）

第二十四条 前条第一項に規定する審査に合格した者は、別記様式第七号による使用誓約書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の使用誓約書を提出した者に対し、レンタル工房の使用を承認する。

3 指定管理者は、レンタル工房の使用を承認したときは、承認書を申請者に交付するものとする。

（レンタル工房の使用承認事項の変更）

第二十五条 レンタル工房の使用承認を受けた者（以下「レンタル工房の使用者」という。）は、指定管理者に対し、当該使用承認に係る事項の変更を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記様式第八号による申請書に前条第三項の承認書を添えてしなければならない。

（レンタル工房の共同使用）

第二十六条 レンタル工房の使用者は、あらかじめ指定管理者の承認を得て、当該レンタル工房を他の者（第二十一条各号のいずれかの基準を満たす者一人に限る。以下「共同使用者」という。）と共同して使用することができる。

（光熱水費等に係る実費相当額の徴収）

第二十七条 指定管理者は、レンタル工房の使用者から光熱水費等に係る実費相当額を徴収する。

別表中「第二十三条関係」を「第三十条関係」に改める。

別記様式第二号中「石川県立山中漆器産業技術センター使用承認申請書」を「石川県立山中漆器産業技術センター（施設・開放機器）使用承認申請書」に改める。

別記様式第三号中「石川県立山中漆器産業技術センター使用変更承認申請書」を「石川県立山中漆器産業技術センター（施設・開放機器）使用変更承認申請書」に改める。

別記様式第四号中「第21条関係」を「第28条関係」に改める。

別記様式第五号中「第22条関係」を「第29条関係」に改め、同様式の次に次の三様式を加える。

別記様式第6号(第22条関係)

※1受付年月日 年 月 日

※1受付番号 \_\_\_\_\_

## 石川県立山中漆器産業技術センターレンタル工房使用承認申請書

年 月 日

石川県立山中漆器産業技術センター指定管理者 様

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

㊟

生年月日

年 月 日生

電話番号

勤務先名

次のとおりレンタル工房の使用の承認を受けたいので申請します。

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
※2 共同 使用者	住 所			
	ふりがな 氏 名	㊟		
	生年月日	年 月 日生		
	電話番号		申請者との間柄	
	勤務先名			

備考1 ※1欄は、記入しないでください。

2 ※2欄は、共同使用者がいる場合に記入してください。

3 使用者(共同使用者)の履歴書を添付してください。

別記様式第7号(第24条関係)

石川県立山中漆器産業技術センターレンタル工房使用誓約書

私は、石川県立山中漆器産業技術センターレンタル工房の使用を承認されました上は、石川県立山中漆器産業技術センター条例、石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則、レンタル工房使用留意事項等を遵守することを誓います。

年 月 日

石川県立山中漆器産業技術センター指定管理者 様

(本人) 住 所  
氏 名 ④  
年 月 日生

上記 がレンタル工房の使用を承認されました上は、本人に誓約を堅く守らせ、同人に係る一切の事項は、保証人において引き受け、使用料等の納入を怠ったときは、直ちに代納の義務を履行いたします。

(保証人) 住 所  
本人との間柄  
氏 名 ④  
年 月 日生

別記様式第8号(第25条関係)

※受付年月日 年 月 日

※受付番号 \_\_\_\_\_

## 石川県立山中漆器産業技術センターレンタル工房使用変更承認申請書

年 月 日

石川県立山中漆器産業技術センター指定管理者 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩

電話番号

保証人 住 所  
氏 名 ⑩

電話番号

年 月 日付けで承認のあった石川県立山中漆器産業技術センターレンタル工房の使用について、次のとおり変更の承認を受けたいので申請します。

変 更 前		変 更 後	
変更の内容			
変更の理由			
※承認区分	承認・不承認	※通 知	年 月 日

備考1 ※欄は、記入しないでください。

2 承認書を添付してください。

## 附 則

- この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- レンタル工房の使用に係る手続その他の規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前におこなうことができる。